

サマーレビュー協議事項調書

1 部局名 (課名)	都市整備部 (動物園動物愛護教育センター) 健康福祉部 (保健所保健総務課)																		
2 協議事項 (案件名)	適正飼養に関する条例の制定について																		
3 背景・現状 (現状把握できる統計数値など)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛護動物全般の適正飼養については、動物の愛護及び管理に関する法律及び条例により規定されている。 ・2022年5月現在、指定都市のうち本市を含め16市が動物愛護に関する条例を制定している(内容に法律との重複が多い)。 ・多頭飼育に係る諸問題は、時に社会問題となることがあり、動物だけの問題ではなく、飼い主のモラルや経済的・精神的な問題も絡んだ、地域・社会問題となっている。 ・環境省は多頭飼育対策ガイドラインを作成しており、本市でもガイドラインに基づき健康福祉部等と連携して対応している。 <p><浜松市における苦情相談件数></p> <table border="1" data-bbox="419 768 1337 925"> <thead> <tr> <th></th> <th>2021年度</th> <th>2020年度</th> <th>2019年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不適切な飼養を原因とする苦情件数</td> <td>2,916件</td> <td>2,499件</td> <td>2,737件</td> </tr> <tr> <td>多頭飼育問題(再掲)</td> <td>20件</td> <td>11件</td> <td>12件</td> </tr> </tbody> </table> <p><浜松市における愛護動物に関連する条例></p> <table border="1" data-bbox="419 958 1449 1149"> <thead> <tr> <th>条例名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜松市飼い犬条例(動物園)</td> <td>飼い犬の管理について必要な事項を定める。</td> </tr> <tr> <td>浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(保健総務課)</td> <td>特定動物の管理に関し必要な事項を定める。</td> </tr> </tbody> </table>		2021年度	2020年度	2019年度	不適切な飼養を原因とする苦情件数	2,916件	2,499件	2,737件	多頭飼育問題(再掲)	20件	11件	12件	条例名	内容	浜松市飼い犬条例(動物園)	飼い犬の管理について必要な事項を定める。	浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(保健総務課)	特定動物の管理に関し必要な事項を定める。
	2021年度	2020年度	2019年度																
不適切な飼養を原因とする苦情件数	2,916件	2,499件	2,737件																
多頭飼育問題(再掲)	20件	11件	12件																
条例名	内容																		
浜松市飼い犬条例(動物園)	飼い犬の管理について必要な事項を定める。																		
浜松市動物の愛護及び管理に関する条例(保健総務課)	特定動物の管理に関し必要な事項を定める。																		
4 検討経過・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の「浜松市飼い犬条例」及び、「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」は廃止し、新たな「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定する。 ・罰則規定に係る検察庁との協議が必要となった場合、1～2カ月程度要する。また、事前の浜松市議会ペットと共生するまちづくり促進議員連盟や獣医師会、動物ボランティア団体等との意見交換や調整が必要である。そのため、条例の制定には一定の期間が必要である。 ・課題としては、動物ボランティア団体等から様々な意見、特に飼い主のいない猫への餌やりについては、両極な意見が出されることが懸念される。 																		
5-1 方向性の提案(目指すべき姿)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の2つの条例は廃止する。今後、法律、県条例、及び複数の市条例で規定されている愛護動物の適正飼養について整理を行い、不足している部分を補うよう、他都市等の条例を比較検討し、新たな「浜松市動物の愛護及び管理に関する条例」を制定する。 <ul style="list-style-type: none"> …犬の飼い主、猫の飼い主等の遵守事項を明記 …飼い主等のいない猫を飼養する者の遵守事項を明記 …動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をしていく項目の策定 …多頭飼育の届出及び過料を規定 ・今後作成した条例案(及びガイドライン)を基に、ペット議連、獣医師会、動物ボランティア団体等との意見交換等を経て、2023年12月公布を目標に作業を進めていく。 																		

サマーレビュー協議事項調書

<p>5-2 上記の方向性決定に向け議論する事項(妥当性、必要性、有効性など)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象は一般市民の飼い主とし、販売事業者に対しては法の規定に則り対応していくことで良いか。 ・既存の2つの条例に規定されている罰則を、新たな条例にそのまま規定していくことで良いか。 ・多頭飼育の届出に関して、他都市同様、過料の規定を設けていくことで良いか。 ・多頭飼育以外の問題(飼い主のいない猫への餌やり等)も規制を強化していくことで良いか。 <p>条例制定までのスケジュール</p> <table border="0"> <tr> <td>2022年8月～12月</td> <td>動物ボランティア、ペット議連等との調整</td> </tr> <tr> <td>2023年1月～3月</td> <td>検察庁との協議</td> </tr> <tr> <td>4月～8月</td> <td>委員会報告 パブリックコメントの実施</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>委員会報告</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>議会提案</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>条例公布</td> </tr> <tr> <td>2024年1月</td> <td>条例施行</td> </tr> </table>		2022年8月～12月	動物ボランティア、ペット議連等との調整	2023年1月～3月	検察庁との協議	4月～8月	委員会報告 パブリックコメントの実施	9月	委員会報告	11月	議会提案	12月	条例公布	2024年1月	条例施行
2022年8月～12月	動物ボランティア、ペット議連等との調整															
2023年1月～3月	検察庁との協議															
4月～8月	委員会報告 パブリックコメントの実施															
9月	委員会報告															
11月	議会提案															
12月	条例公布															
2024年1月	条例施行															
<p>6 結果</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 提案どおり進める</p> <p><input type="checkbox"/> 提案内容を一部見直して進める</p> <p><input type="checkbox"/> 再度、調査研究等を行い検討</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>	<p>具体的内容</p>														
<p>7 その他</p>																